

岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例等取扱基準を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例等取扱基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 18 年条例第 230 号。以下「条例」という。）及び岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 182 号。以下「規則」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(車椅子利用者のための駐車施設)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項に規定する車椅子利用者のための駐車施設とは、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 車椅子利用者の移動の経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。
- (2) 車椅子利用者が円滑に移動できる経路を確保すること。

(自動車の出入口付近の基準)

第 3 条 規則第 6 条第 2 号に規定する道路交通に支障を及ぼすおそれのない構造とし、当該道路を通行する者の存在を容易に確認できるものとは、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 建築物の前面道路が 2 以上ある場合においては、当該前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に自動車の出入口を設けること。
 - (2) 自動車の出口付近の構造は、当該出口から 2 メートル後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれおおむね 60 度以上の範囲内の当該道路を通行する者の存在が確認できること。
- 2 前項第 1 号の基準は、市長が歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれその他特別の理由があると認めるときは、適用しないものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の基準は、やむを得ない理由により当該基準を満たすことができない場合において、それに代わる必要な措置が講じられているときは、適用しないものとする。

(車椅子利用者に配慮された駐車施設)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する車椅子利用者に配慮された駐車施設とは、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人立体駐車場工業会において、「機械式駐車場技術基準・同解説」に基づき車椅子使用者対応に係る基準に適合していると認められたものであること。
- (2) 第 2 条各号に規定する基準を満たすこと。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。